

平成28年労第 90号 併合  
平成28年労第155号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、成形ダンドラーとして就労していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、会社工場において、成形機の操作をしていたところ、取り出し機から突出してきたチャック板と成形機の間で左顔面を挟まれ負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され「左眼眼球打撲傷、左眼窩低骨折・左硝子体出血・左角膜炎」と診断され、入院治療を受けた。その後、同月〇日、D病院に転医し、「左眼球破裂」と診断され、入院治療を受けた。

請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日までの期間について休業補償給付を請求し、その支給を受けていたところ、後続請求として、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について休業補償給付の請求をしたが、監督署長は、通院日以外の日については療養のため労働ができなかったとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った（以下「初回不支給処分」という）。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却されたため、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平

成27年労第237号事件。以下「第一裁決」という。)

その後、請求人は、後続請求として、平成○年○月○日から同年○月○日までの間（平成27年労第499号事件）及び平成○年○月○日から同年○月○日までの間（同年労第586号事件）の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、いずれも初回不支給処分と同様の理由により、通院日以外の日については、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたがいずれも棄却されたため、更にこの決定を不服として、再審査請求をした。当審査会は、これらの再審査請求について併合して審理をし、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（以下「第二裁決」という。)

なお、請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間についても休業補償給付請求を行っているが、不支給とされ、審査請求をしたものの、これらについては審査請求期間徒過により却下されている。

今般、請求人は、更に後続請求として、平成○年○月○日から同月○日までの間（平成28年労90号事件）及び平成○年○月○日から同月○日までの間（平成28年労155号事件）の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、初回不支給処分と同様の理由により、いずれも通院日以外の日については、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成28年労90号事件について平成○年○月○日付けで、同年労155号事件について同年○月○日付けで、いずれもこれを棄却したので、請求人は、更にこれらの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

当審査会は、これらの再審査請求については併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間における休業補償給付の請求に対し、一

部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度においては、休業補償給付は労働者が業務上の負傷又は疾病による「療養のため労働することができない」ために賃金を受けられない場合に支給することとされているところ、「療養のため労働することができない」とは、傷病治療のため医師より安静を命じられた場合、同治療上の目的から医師より就労を禁止された場合、同治療のための通院により労働できない場合等を意味するものであり、療養中であっても少なくとも軽作業に就労しうる場合には、単に負傷前の作業に就けないことをもって、労働することができないとするものではないと解することが相当である。

(2) 当審査会は、既に、第一裁決及び第二裁決において、請求人の休業補償請求につき「通院日以外の日には療養上の目的から労働することができない状態には該当しない」との原処分を妥当とし、同人の再審査請求を棄却する旨の裁決をしているところである。本件は、その後続請求事案であるが、一件記録を精査しても、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの請求期間について、第一裁決及び第二前裁決を覆すに足りる医師の所見その他の資料を見いだすことができない。

また、請求人及び再審査請求代理人は、本件負傷後請求人に発症した精神障害について業務上の事由によるものと主張しているが、同疾病は、平成28年労第47号事件において判断したとおり業務上の事由によるものとは認められない。

以上のことから、当審査会としては、請求人がその主張する請求期間について、通院により療養を受けた日以外は、一般的な就労が可能であったものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付に係る処分のうち、通院日についてのみ療養のため労働することができないとして

休業補償給付を支給し、それ以外の日については休業の必要性は認められないとして休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。